



2 研修を実施する法人は、前項の研修の指定に  
関して法務大臣に対して意見を述べることができる。  
3 法務大臣は、第五条の研修の適正かつ確実な  
実施を確保するために必要な限度において、当  
該研修を実施する法人に対し、当該研修に関する  
実施を確保するために必要な限度において、当  
該研修を実施する法人に対し、当該研修に関する  
報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な意見を述べ  
る。 (資料の要求等)

**第五条の五** 法務大臣は、認定に関する事務の処  
理に關し必要があると認めるときは、申請者に  
対し必要な資料の提出を求め、又は公務所、公  
私の団体その他の関係者に照会して必要な事項  
の報告を求めることができる。

**第五条の六** 法務省令で定めた法律に定めるもの  
のほか、認定の手続に關し必要な事項は、法務省令で定め  
る。

**第五条の六** 法務省令で定めた法律に定めるもの  
のほか、認定の手続に關し必要な事項は、法務省令で定め  
る。

**第六条** 最高裁判所の裁判官の職に在つた者は、  
最高裁判所の裁判官の職に在つた者について  
(弁護士の資格の特例)

**第七条** 法務省令で定めた法律に定めるもの  
のほか、認定の手続に關し必要な事項は、法務省令で定め  
る。

**第七条** 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前  
条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有  
しない。

**一 拘禁刑以上の刑に処せられた者**

**二 弹劾裁判所の罷免の裁判を受けた者**

**三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法  
事務弁護士であつて除名され、弁理士であつ  
て業務を禁止され、公認会計士であつて登録  
を抹消され、税理士であつて業務を禁止さ  
れ、若しくは公務員であつて免職され、又は  
税理士であつた者であつて税理士業務の禁止  
の懲戒処分を受けるべきであつたことについ  
て決定を受け、その处分を受けた日から三年  
を経過しない者**

**四 破産手続開始の決定を受けて復権を得な  
い者**

**第三章 弁護士名簿**

**(弁護士の登録)**

**第八条** 弁護士となるには、日本弁護士連合会に  
備えた弁護士名簿に登録されなければなら  
ない。

**第九条** 弁護士となるには、入会しようとする弁  
護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求  
をしなければならない。

**第十一条** 弁護士がその業務をやめようすると  
きは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会  
に登録取消の請求をしなければならない。  
(登録取消の請求)

**第十二条** 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは  
信頼を害するおそれがある者又は次に掲げる場  
合に該当し弁護士の職務を行わせることがその  
適正を欠くおそれがある者について、資格審査  
会の議決に基づき、登録又は登録換えの請求の  
進達を拒絶することができる。

**一 心身に故障があるとき。**

**二 第七条第三号に当たる者が、除名、業務禁  
止、登録の抹消、免職又は税理士業務の禁止  
の懲戒処分を受けるべきであつたことについ  
ての決定の処分を受けた日から三年を経過し  
て請求したとき。**

**三 登録又は登録換えの請求前一年以内に当該弁  
護士会の地域内において常時勤務を要する公務  
員であつた者で、その地域内において弁護士の  
職務を行わせることが特にその適正を欠くおそ  
れがあるものについてもまた前項と同様とす  
る。**

**四 弁護士会は、前二項の規定により請求の進達  
を拒絶する場合には、登録又は登録換えの請求を書  
面により通知しなければならない。**

**第五条の二** 日本弁護士連合会は、前条の規定  
による登録又は登録換えの拒絶について  
の審査請求(同条第四項の規定による審査請求  
を含む)に対して裁決をする場合には、資格  
審査会の議決に基づかなければならない。

**二 日本弁護士連合会は、前項の審査請求に理由  
があると認めるときは、弁護士会に對し登録又  
は登録換えの請求をした者は、その登録又は登録  
換えの請求の進達を拒絶されたものとみな  
らない。**

**第六条** 第二項の規定による登録若しくは登  
録換えの請求の進達の拒絶についての審査請求  
に登録取消の請求をしなければならない。

**二 日本弁護士連合会は、前項の登録を拒絶す  
るときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会  
に登録取消の請求をした者は、その登録を拒絶す  
る。**

**第三章 弁護士名簿**

**(弁護士の登録)**

**第八条** 弁護士となるには、日本弁護士連合会に  
備えた弁護士名簿に登録されなければなら  
ない。

**第九条** 弁護士となるには、入会しようとする弁  
護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求  
をしなければならない。

**第十一条** 弁護士は、所属弁護士会を変更するに  
は、新たに入会しようとする弁護士会を経て、日本  
弁護士連合会に登録換の請求をするには、所  
属弁護士会にその旨を届け出なければなら  
ない。

**二 日本弁護士連合会は、前項の登録を拒絶す  
るときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会  
に登録換の請求をした者は、その登録を拒絶す  
る。**

**第三章 弁護士名簿**

**(登録及び登録換の拒絶)**

**第十二条** 第二項の規定による登録若しくは登  
録換えの請求の進達の拒絶についての審査請求  
に登録取消の請求をした者は、その登録取消の請求  
を拒絶されたものとみなす。

**二 日本弁護士連合会は、前項の登録を拒絶す  
るときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会  
に登録取消の請求をした者は、その登録を拒絶す  
る。**

**第三章 弁護士名簿**

**(登録取消の事由)**

**第十三条** 第二項の規定による登録若しくは登  
録換えの請求の進達の拒絶についての審査請求  
に登録取消の請求をした者は、その登録取消の請求  
を拒絶されたものとみなす。

**二 日本弁護士連合会は、前項の登録を拒絶す  
るときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会  
に登録取消の請求をした者は、その登録を拒絶す  
る。**

**第三章 弁護士名簿**

**(登録取消の事由)**

**第十四条** 第二項の規定により登録取消の請求を  
した者は、その通知を受けた日の翌日から起  
算して三箇月以内に日本弁護士連合会に異議を  
申し出ることができる。

**二 日本弁護士連合会は、前項の申出を受けた場  
合においては、資格審査会の議決に基き、その  
申出に理由があると認めるときは、弁護士会に  
登録取消の請求を差し戻し、その申出に理由が  
ないと認めるときは、これを棄却しなければな  
らない。**

**三 日本弁護士連合会は、前項の登録を拒絶す  
るときは、これについての日本弁護士連合会の裁決  
に対するのみ、取消しの訴えを提起するこ  
とができる。**

**二 登録又は登録換えの請求の進達の拒絶に關  
しては、これについての日本弁護士連合会の裁決  
に対するのみ、取消しの訴えを提起するこ  
とができる。**

**三 登録又は登録換えの請求の進達の拒絶に關  
しては、これについての日本弁護士連合会の裁決  
に対するのみ、取消しの訴えを提起するこ  
とができる。**

**二 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合  
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな  
ければならない。**

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の  
規定による登録取消しが確定したとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消  
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三  
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

**四 弁護士が死亡したとき。**

**二 日本弁護士連合会は、前項の登録を拒絶す  
るときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会  
に登録取消の請求をした者は、その登録を拒絶す  
る。**

本弁護士連合会に、すみやかに、その旨を報告しなければならない。

(登録等の通知及び公告)

**第十九条** 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日本弁護士連合会から当該弁護士の所属弁護士会に通知し、且つ、官報をもつて公告しなければならない。

#### 第四章 弁護士の権利及び義務

(法律事務所)

**第二十条** 弁護士の事務所は、法律事務所と称する。

2 法律事務所は、その弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつしても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。

但し、他の弁護士の法律事務所において執務する

3 地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。

但し、他の弁護士の法律事務所において執務する

3 地域内に設けなければならない。

(職務を行ひ得ない事件)

**第二十五条** 弁護士は、次に掲げる事件について

は、その職務を行つてはならない。ただし、第

三号及び第九号に掲げる事件については、受任

している事件の依頼者が同意した場合は、この

限りでない。

一 相手方の協議を受けて贊助し、又はその依

頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の

程度及び方法が信頼関係に基づくと認められ

るもの

三 受任している事件の相手方からの依頼によ

る他の事件

四 公務員として職務上取り扱った事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った

事件

六 弁護士法人（第三十三条の二第二項に規定す

る弁護士法人をいう。以下この条において同

じ。若しくは弁護士・外国法事務弁護士共

同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い

等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六

号）第二条第六号に規定する弁護士・外国法

事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法

事務弁護士法人（同条第五号に規定する外国

法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用者である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法

人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該国外法事務弁護士法人が相手方の協

議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した

事件であつて、自らこれに関与したもの

七 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁

護士共同法人の社員若しくは使用人である弁

の団体に照会して必要な事項の報告を求めるこ

とを申し出ることができる。申出があつた場合

において、当該弁護士会は、その申出が適当で

ないと認めるときは、これを拒絶することがで

きる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、

公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の

報告を求めることができる。

（委嘱事項等を行う義務）

2 弁護士は、正当の理由がなければ、

法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定

めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すること

ができない。

九 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人である場合

も、同様とする。

法事務弁護士法人の使用者である場合に、当該弁護士法人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該外国法事務弁護士法人が受任している事件の依頼者が同意した場合は、この

限りでない。

一 相手方の協議を受けて贊助し、又はその依

頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の

程度及び方法が信頼関係に基づくと認められ

るもの

三 受任している事件の相手方からの依頼によ

る他の事件

四 公務員として職務上取り扱った事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った

事件

六 弁護士法人（第三十三条の二第二項に規定す

る弁護士法人をいう。以下この条において同

じ。若しくは弁護士・外国法事務弁護士共

同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い

等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六

号）第二条第六号に規定する弁護士・外国法

事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法

人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該国外法事務弁護士法人が相手方の協

議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した

事件であつて、自らこれに関与したもの

七 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁

護士共同法人の社員若しくは使用人である弁

の団体に照会して必要な事項の報告を求めるこ

とを申し出ができる。申出があつた場合

において、当該弁護士会は、その申出が適当で

ないと認めるときは、これを拒絶することがで

きる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、

公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の

報告を求めることができる。

（委嘱事項等を行う義務）

2 弁護士は、正当の理由がなければ、

法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定

めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すること

ができない。

（委嘱事項等を行う義務）

2 弁護士は、正当の理由がなければ、

法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定

めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すること

ができない。

係る取締役等若しくは使用人でなくなつたときも、同様とする。

第三十条の二 弁護士は、この章の定めるところにより、第三条に規定する業務を行うことを目的とする法人（以下「弁護士法人」という。）を設立することができる。

2 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

（設立等）

第三十条の三 弁護士法人は、その名称中に弁護士法人という文字を使用しなければならない。

（社員の資格）

第三十条の四 弁護士法人の社員は、弁護士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができる。

（名称）

第三十条の五 弁護士法人は、その名称中に弁護士法人という文字を使用しなければならない。

（業務の範囲）

第三十条の六 弁護士法人は、第三条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、

法令等に基づき弁護士が行うことができるもの

について、同項各号に定める事項を記載した當

利業務從事弁護士名簿を作成し、弁護士会の事務所に備え置き、公衆の総覽に供しなければな

らない。

第一項の規定による届出をした者は、その届

出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所属弁護士会に届出しなければなら

ない。届出に係る業務を廃止し、又は届出に

係る取締役等若しくは使用人でその处分を受けた日から三

年（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業

務の停止の処分を受けた場合にあつては、当

該業務の停止の期間）を経過しない者

二 第五十六条又は第六十条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

三 外國弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その处分を受けた日以前三十日内にその社員があつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しない者

四 第五十六条又は第六十条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その处分を受けた日以前三十日内にその社員があつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しない者

五 第五十六条又は第六十条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その处分を受けた日以前三十日内にその社員があつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しない者

六 第五十六条又は第六十条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その处分を受けた日以前三十日内にその社員があつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しない者

七 第五十六条又は第六十条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その处分を受けた日以前三十日内にその社員があつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しない者

八 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該国外法事務弁護士法人が相手方から受任している事件

九 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該国外法事務弁護士法人が相手方から受任している事件

第三十条の六	弁護士法人は、次に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である弁護士（以下この条において「社員等弁護士」という。）に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士法人の社員等弁護士のうちからその代理人、弁護人、付添人又は補佐人を選任させなければならない。
二	裁判所における事件（刑事に関するものを除く。）の手続についての代理又は補佐
二	刑事に関する事件の手続についての代理、活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯尋人引渡審査請求事件における補佐
二	刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯尋人引渡審査請求事件における登記
第三十条の七	弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2	前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。（設立の手続）
第三十条の八	弁護士法人を設立するには、その社員にならうとする弁護士が、定款を定めなければならない。
2	前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
第三十条の九	弁護士法人は、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。（成立の時期）
第三十条の九	弁護士法人は、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第三十条の十	弁護士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。
二	弁護士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。（定款の変更）
第三十条の十一	弁護士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。
2	弁護士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。（業務の執行）
第三十条の十二	弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。（法人的代表）
二	弁護士法人の業務を執行する社員は、各自弁護士法人を代表する。
第三十条の十三	弁護士法人の業務を執行する社員は、前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。
4	前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。
第三十条の十四	弁護士法人を代表する社員は、弁護士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。（指定社員）
3	前項の規定による指定がされ、同条第一項の規定による指定がされた事件（以下「指定事件」という。）については、指定を受けた社員（以下「指定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。
3	前項の規定について、業務を担当する社員を指定することができない。
第三十条の十五	弁護士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帶してその弁済の責めに任ずる。
2	弁護士法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときも、前項と同様とする。
3	前項の規定は、社員が弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。
4	前条第一項の規定による指定がされ、同条第一項の規定による通知がされている場合（同条第六項又は第七項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。）において、指定事件に関する依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務をその弁護士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帶してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。
第五章	（社員の責任）
第三十条の十六	弁護士法人は、その法律事務所に、当該弁護士法人の所属弁護士会（以下この条において同じ。）の会員である社員を常駐させなければならない。ただし、從たる法律事務所については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他の事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。（社員の常駐）

第三十条の十七	弁護士法人は、その法律事務所に、当該弁護士法人の所属弁護士会（以下この条において同じ。）の会員である社員を常駐させなければならない。ただし、從たる法律事務所については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他の事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。（社員の常駐）
第三十条の十八	弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。（特定の事件についての業務の制限）
1	相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
2	相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
3	受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
4	社員若しくは使用者である弁護士又は使用者である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）が相手方から受任している事件
5	第二十五条第一号から第七号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が職務を行つてはならないこととされる事件
6	第四項の場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任

第三十条の十九	弁護士法人の社員は、他の弁護士法人等への加入の禁止等
2	弁護士法人の社員は、他の社員の承諾がなければ、自己又は第三者のために、その弁護士法

人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、法令により官公署の委嘱した事項を行つときは、この限りでない。

弁護士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその弁護士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、弁護士法人に生じた損害の額と推定する。

**第三十条の二十** 弁護士法人の社員等の汚職行為の禁止  
弁護士法人の社員等は、その弁護士法人が受任している事件に関し、相手方から利益の供与を受け、又はその供与の要求若しくは約束をしてはならない。

**第二十九条の二十一** 弁護士法人の社員等は、その弁護士法人が受任している事件に関し、相手方から利益の供与をさせ、又はその供与の要求若しくは約束をしてはならない。

**第三十条の二十二** 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

**第三十条の二十三** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の二十四** 清算人は、社員の死亡により当該社員の相続人（第三十条の三十第二項において準用する同法第六百八十八条第五項の規定により当該社員の権利を行使する者が定められている場合は、その者の同意を得て、新たに社員を加入させて弁護士法人を继续することができる）に同意を述べることができる。

**第三十条の二十五** 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百三十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの規定による登録取消しが確定したとき。

**第三十条の二十六** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の二十七** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の二十八** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の二十九** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十一** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十二** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十三** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十四** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十五** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十六** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十七** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十八** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の三十九** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十一** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十二** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十三** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十四** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十五** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十六** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十七** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十八** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の四十九** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十一** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十二** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十三** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十四** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十五** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十六** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十七** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十八** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の五十九** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の六十** 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

**第三十条の二十一** 弁護士法人の継続  
弁護士法人の社員等は、その弁護士法人が受任している事件に関し、相手方から利益の供与を受け、又はその供与の要求若しくは約束をしてはならない。

**第三十条の二十二** 弁護士法人の解散及び清算  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の二十三** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の二十四** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の二十五** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の二十六** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の二十七** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の二十八** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の二十九** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の三十** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の三十一** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の三十二** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の三十三** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の三十四** 弁護士法人の監督  
弁護士連合会に届け出なければならない。

その旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び本弁護士連合会に届け出なければならない。

**第三十条の二十一** 弁護士法人の監督  
（裁判所による監督）

**第三十条の二十二** 弁護士法人の解散及び清算  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の二十三** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の二十四** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の二十五** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の二十六** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の二十七** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の二十八** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の二十九** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の三十** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の三十一** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の三十二** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

**第三十条の三十三** 弁護士法人の監督  
（解散を命ずる裁判）

官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができる。

**第三十条の二十一** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の二十二** 弁護士法人の解散及び清算  
（合併による監督）

**第三十条の二十三** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の二十四** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の二十五** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の二十六** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の二十七** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の二十八** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の二十九** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の三十** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の三十一** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の三十二** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）

**第三十条の三十三** 弁護士法人の監督  
（合併による監督）



移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地においてその旨の登記をした時に、当該法律事務所（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる法律事務所）の所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会）の会員となる。

3 弁護士法人は、その法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地（従たる法律事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる法律事務所の所在地）においてその旨の登記をした時に、当該弁護士会を退会するものとする。

4 弁護士法人は、その法律事務所の所在地に二個以上の弁護士会がある場合に限り、定款を変更することにより、所属弁護士会を変更することができる。

5 弁護士法人は、同一の地域にある複数の弁護士会に所属することはできない。

6 弁護士法人は、第二項又は第四項の規定により、新たに弁護士会に入会したときは、入会の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

7 弁護士法人は、第三項又は第四項の規定により、所属弁護士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（総会）

**第三十七条** 弁護士会は、毎年定期総会を開かなければならぬ。

2 弁護士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

（総会の決議等の報告）

**第三十八条** 弁護士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を日本弁護士連合会に報告しなければならない。

（総会の決議を必要とする事項）

**第三十九条** 弁護士会の会則の変更、予算及び決算是、総会の決議によらなければならない。

（総会の決議の取消）

**第四十条** 弁護士会の総会の決議が公益を害するときその他法令又はその弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反するときは、日本弁護士連合会は、その決議を取り消すことができ

る。

（紛議の調停）

**第四十一条** 弁護士会は、弁護士の職務又は弁護士法人の業務に関する紛議につき、弁護士、弁護士法人又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

**第四十二条** 弁護士会は、日本弁護士連合会から（答申及び建議）

諮詢又は協議を受けた事項につき答申をしなければならない。

**第四十三条** 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の事務その他司法事務に関して官公署に建議し、又はその他司法事務に關して官公署に建議し、又はその諸問に答申することができる。

（合併及び解散）

**第四十三条** 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併し又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、総会の決議により合併し又は解散する。

2 合併後存続する弁護士会又は合併により設立する弁護士会は、当該合併により消滅する弁護士会の権利義務を承継する。

3 第三十条の二十八の規定は、弁護士会が合併をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「定款」とあるのは「会則」とと、同条第六項中「同法第九百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「同法第九百三十九条第一項中「定款」とあるのは「会則」と、同項及び同条第三項」と読み替えるものとする。

4 弁護士会が合併したときは、合併により解散する弁護士会に所属した弁護士又は弁護士法人は、当然、合併後存続し又は合併により設立する弁護士会の会員となる。

5 第十条第一項の規定は、前項の場合に弁護士について準用する。

（清算中の弁護士会の能力）

**第四十三条の二** 解散した弁護士会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

**第四十三条の三** 弁護士会が解散したときは、破产手続開始の決定による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において会長以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による監督）

**第四十三条の九** 弁護士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職權で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

**第四十三条の十** 弁護士会の解散及び清算の監督等に関する事件は、その事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

二 六年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（裁判所による清算人の選任）

**第四十三条の四** 前条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

**第四十三条の五** 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

**第四十三条の六** 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

2 残余財産の引渡し

3 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

**第四十三条の七** 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知り得ている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知り得ている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

**第四十三条の八** 前条第一項の期間の経過後に申し出をした債権者は、弁護士会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（弁護士会連合会）

**第四十四条** 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。

**第六章 日本弁護士連合会**

（設立、目的及び法人格）

**第四十五条** 全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行なうことを目的とする。

**第四十六条** 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

2 日本弁護士連合会は、法人とする。

3 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

（会則）

**第四十七条** 日本弁護士連合会には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 六年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（不服申立ての制限）

**第四十三条の十一** 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

**第四十三条の十二** 裁判所は、第四十三条の四の規定により清算人を選任した場合には、弁護士会が当該清算人に対し支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人の陳述を聽かなければならぬ。

一 第三十三条第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項	二 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しに関する規定
三 約紀審査会に関する規定	
（会員）	
第四十七条 弁護士、弁護士法人及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。	
（調査の依頼）	
第四十八条 日本弁護士連合会は、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。（最高裁判所の権限）	
第四十九条 最高裁判所は、必要と認める場合に日本弁護士連合会に、その行う事務について報告を求め、又は弁護士、弁護士法人及び弁護士会に関する調査を依頼することができる。（行政手続法の適用除外）	
第四十九条の二 日本弁護士連合会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手続法第二章、第三章及び第四章の二の規定は、適用しない。（審査請求の制限）	
第四十九条の三 この法律に基づく日本弁護士連合会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。（準用規定）	
第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条及び第四十二条第二項の規定は、日本弁護士連合会に準用する。	
（設置及び機能）	
第五十一条 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ資格審査会を置く。	
2 資格審査会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、登録、登録換及び登録取消の請求に関して必要な審査をする。（組織）	
第五十二条 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。	
2 会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てる。委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁	

2 前条第三項及び第四項の規定は、予備委員に準用する。	2 委員に事故のあるときは又は委員が欠けたときは、会長は、同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。（会長の職務及びその身分等）
第五十四条 会長は、会務を総理する。	2 会長、委員及び予備委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（審査手続）
二 二年内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止	二 二年内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止
三 退会命令（当該弁護士会の地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限る）	三 退会命令（当該弁護士会の地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限る）
四 除名（当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士法人に対するものに限る）	四 除名（当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士法人に対するものに限る）

2 資格審査会は、登録の請求、登録換の請求若しくはこれらとの進達を拒絶することを可とし、又は第十三条の規定による登録取消の請求を可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対して陳述及び資料の提出をする機会を与えないべきならない。（審査請求の制限）	2 弁護士法人に対する懲戒は、次の四種とする。一 戒告
第五十五条 資格審査会は、審査に關し必要があるときは、当事者、関係人及び官公署その他に對して陳述、説明又は資料の提出を求めることがができる。	二 二年内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止
2 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対する懲戒を行ふ場合には、その地域内にあらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、且つ、これに関して陳述及び資料の提出をする機会を与えないべきならない。	三 退会命令（当該弁護士会の地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限る）
4 第二項又は前項の規定の適用に當つては、日本弁護士連合会は、その地域内に当該弁護士法人の主たる法律事務所がある弁護士会とみなす。（弁護士法人に対する懲戒に伴う法律事務所の設置移転の禁止）	四 除名（当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士法人に対するものに限る）

第六章 懲戒	（懲戒の請求、調査及び審査）
第一節 懲戒事由及び懲戒権者	第五十八条 何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを請求することができる。
（弁護士・外國法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士及び外國法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律）又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずそ	2 弁護士は、これを行う。
2 弁護士法人は、前条第二項第三号の懲戒を受けた場合には、その処分を受けた日から三年間、当該懲戒を行つた弁護士会の地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。（弁護士法人に対する懲戒に伴う法律事務所の設置移転の禁止）	3 弁護士会が、その地域内に従たる法律事務所の弁護士会の総会の決議に基き、日本弁護士連合会の会の決議に基かなければならぬ。会の決議に基かなければならぬ。会の決議に基かなければならぬ。
3 委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁	4 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（予備委員）

2 前項の審査請求については、行政不服審査法

第九条、第十七条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

3 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第十一一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「日本弁護士連合会の懲戒委員会」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「第十二条第二項の懲戒委員会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五十九条第一項の議決があつたとき」とする。

（日本弁護士連合会の懲戒）

第六十条 日本弁護士連合会は、第五十六条第一項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを適当と認めるときは、次項から第六項までに規定するところにより、これを懲戒することができる。

2 日本弁護士連合会は、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手続に付し、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めるべきである。

3 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、前項の調査により対象弁護士等につき日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第二項の調査により、対象弁護士等につき懲戒の手続を開始することができないものであると認めたときは、日本弁護士連合会の懲戒の事由がないと認められるとき又は事案の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めたときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めるべきである。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

5 懲戒の手続に付された弁護士法人が、主たる法律事務所を所属弁護士会の地域外に移転したときは、この章の規定の適用については、その手続が結了するまで、旧所在地にも主たる法律事務所があるものとみなす。

6 懲戒の手続に付された弁護士法人は、清算が終了した後においても、この章の規定の適用については、懲戒の手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

（除斥期間）

第六十三条 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

5 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、第一項の異議の規定により対象弁護士等を懲戒しなければならない。

6 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、第一項の異議の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の議決をしたときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、第一項の異議の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の議決をする。

（訴えの提起）

第六十一条 第五十六条の規定により弁護士連合会の裁決に対するのみ、取消しの訴えを提起することができる。

（登録換等の請求の制限）

第六十二条 懲戒の手続に付された弁護士は、その手続が結了するまで登録換又は登録取消の請求をすることはできない。

（登録換等の請求の制限）

第六十三条 懲戒の手続に付された弁護士会は、その手続が結了するまで、法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつても、これを退会しないものとする。

2 懲戒の手続に付された弁護士法人は、その手続が結了するまで、第三十六条の二第四項の規定により所属弁護士会を変更することができない。

（日本弁護士連合会の綱紀委員会による異議の審査等）

第六十四条の二 日本弁護士連合会は、前条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会（懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。以下同じ。）の懲戒委員会の審査に付されていないものであるときは、日本弁護士連合会の綱紀委員会に異議の審査を求めるべきである。

2 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が第五十八条第四項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出について、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

3 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めるべきである。

（第二節 懲戒請求者による異議の申出等）

（懲戒請求者による異議の申出）

第六十四条 第五十八条第一項の規定により弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求があつた者（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることを相当と認めた者は（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。

2 前項の規定による異議の申出（相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについてのものを除く。）にあっては、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第六十四条の七第一項第二号の規定による通知又は当該懲戒の処分に係る第六十四条の六第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三箇月以内にしなければならない。

3 异議の申出の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前項の異議の申出期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（日本弁護士連合会の綱紀委員会による異議の審査等）

第六十四条の三 懲戒請求者は、日本弁護士連合会が前条第二項に規定する異議の申出につき同条第五項の規定によりこれを却下し、又は棄却する決定をした場合において、不服があるときは、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が第六十四条の七第一項第二号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

5 日本弁護士連合会がした当該異議の申出を却下し、又は棄却する決定に係る第六十四条の七第一項第六号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

6 第六十四条第三項の規定は、前項の綱紀審査会に綱紀審査を求めなければならない。

（綱紀審査の申出）

第六十四条の三 懲戒請求者は、日本弁護士連合会が前条第二項に規定する異議の申出につき同条第五項の規定によりこれを却下し、又は棄却する決定をした場合において、不服があるときは、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

2 前項の規定による綱紀審査の申出は、日本弁護士連合会がした当該異議の申出を却下し、又は棄却する決定に係る第六十四条の七第一項第六号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第六十四条第三項の規定は、前項の綱紀審査の申出に準用する。

（綱紀審査等）

第六十四条の四 綱紀審査会は、前条第一項の綱紀審査により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めるところを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、自らがした異議の申出を却下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

3 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めるべきである。

ければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことを認めたときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、第一項の異議の申出につき、第一項の異議の申出によりその異議の申出に理由があると認められた者（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることを相当と認めた者は（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。

5 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めたときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

6 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を終えないと認めたときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、第一項の異議の申出によりその異議の申出に理由があると認められた者（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることを相当と認めた者は（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。

7 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めたときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

ければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

4 綱紀審査会は、綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を却下する決定をしなければならない。

5 綱紀審査会は、前項の場合を除き、第一項の議決が得られなかつたときは、その旨の議決をしなければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない。

(日本弁護士連合会の懲戒委員会による異議の審査等)

**第六十四条の五** 日本弁護士連合会は、第六十四条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会に付されたものであるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に異議の審査を求めなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が第五十八条第六項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により対象弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、懲戒の手続を終了したときの議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士等を懲戒しなければならない。

3 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるとときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

4 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いとする異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるとときは、懲戒の処分の内容を明示して、懲戒の処分を変更することを相当とする旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会からした懲戒の処分を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

4 綱紀審査会は、當該議決に基づき、綱紀審査の申出を却下する決定をしなければならない。

5 綱紀審査会は、當該議決に基づき、異議の申出を却下する決定をしなければならない。

5 (懲戒の処分の通知及び公告)

**第六十四条の六** 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒するときは、対象弁護士等に懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒したときは、速やかに、弁護士会にあつては懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、日本弁護士連合会にあつては懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士会に、懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 日本弁護士連合会は、弁護士会又は日本弁護士連合会が対象弁護士等を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

(懲戒の手続に関する通知)

**第六十四条の七** 弁護士会は、その懲戒の手続に開し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

一 綱紀委員会に事案の調査をさせたとき又は

2 懲戒委員会に事案の審査を求めたとき、その旨及び事案の内容

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき、その旨及びその理由

三 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき、その旨及びその理由

四 懲戒委員会に事案の審査を求めたとき、その旨及び事案の内容

五 懲戒委員会に事案の審査を求めたとき、その旨及びその理由

六 懲戒の手続を却下し、又は棄却する決定をしたとき、その旨及びその理由

七 綱紀審査の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき、その旨及びその理由

八 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続が終了したとき、その旨及びその理由

九 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき、その旨及びその理由

(懲戒委員会の設置)

**第六十五条** 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の求めにより、その所属の弁護士又は弁護士法人の懲戒に関する必要な審査をする。

(懲戒委員会の組織)

**第六十六条** 懲戒委員会は、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の委員をもつて組織する。

(懲戒委員会の委員)

**第六十六条の二** 弁護士会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察署検事長若しくは地方検察官の推薦に基づき、その他の委員はその弁護士会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

3 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。

4 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

5 懲戒委員会は、その定めるところにより、部会が審査した事案については、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

（懲戒委員会の審査手続）	2 日本弁護士連合会の綱紀委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合においては、第六十六条の二第二項後段の規定を準用する。
第六十七条 懲戒委員会は、事案の審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、対象弁護士等にその旨を通知しなければならない。	2 審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士の社員は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その弁護士又は弁護士法人の社員は、委員長の指揮に従わなければならない。
（懲戒委員会の議決書）	3 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官署その他に対しても陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。
第六十七条の二 懲戒委員会は、議決をしたときは、速やかに、理由を付した議決書を作成しなければならない。（懲戒手続の中止）	3 懲戒委員会は、審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士の社員は、審査の期日を定め、対象弁護士等にその旨を通知しなければならない。
第六十八条 懲戒委員会は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、懲戒の手続を中止することができる。（懲戒委員会の部会に関する準用規定）	3 懲戒委員会は、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をし、かつ、日本弁護士連合会がこれに対する懲戒請求者による異議の申出を却下し、又は棄却する決定をした場合において、なお懲戒請求者からの申出があるときに、国民の意見を反映させて懲戒の手続の適正を確保するため必要な綱紀審査を行なう。
第六十九条 前三条の規定は、懲戒委員会の部会に準用する。	4 前条第四項の規定は、委員長に准用する。
（綱紀委員会の設置） 綱紀委員会	5 綱紀委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
第七十条 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ綱紀委員会を置く。	2 委員長は、会務を総理する。
2 弁護士会の綱紀委員会は、第五十八条第一項及び第七十一条の六第二項の調査その他その置かれた弁護士会所属の弁護士及び弁護士法人の綱紀保持に関する事項をつかさどる。	3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ綱紀委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。
3 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第六十条第一項及び第七十一条の六第二項の調査並びに第六十四条の二第一項の異議の審査その他弁護士及び弁護士法人の綱紀保持に関する事項をつかさどる。（綱紀委員会の組織）	4 委員長に事故のあるときは、あらかじめ綱紀委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。
第七十一条 索引	5 綱紀委員会に委員長を置く。
（綱紀委員会の部会）	6 綱紀委員会に委員長を置く。
第七十二条 索引	7 綱紀委員会に委員長を置く。
（綱紀委員会の部会）	8 綱紀委員会に委員長を置く。
第七十三条 紹介	9 綱紀委員会に委員長を置く。
（綱紀委員会の部会）	10 綱紀委員会に委員長を置く。
第七十四条 紹介	11 綱紀委員会に委員長を置く。
（綱紀委員会による陳述の要求等）	12 綱紀委員会による陳述の要求等
第七十五条 紹介	13 紹介
（虚偽登録等の罪）	14 虚偽登録等の罪
（第十章 罰則）	15 罰則



		附 則（昭和二十六年六月一五日法律第二 三七号）抄	附 則（昭和三七年四月一六日法律第七 七号）抄
1	この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。	1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び附則第五項から第十一項までの規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。たゞ改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職とみなす。	1 この法律は、公布の日から起算して九〇日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
2	附 則（昭和二七年七月三一日法律第二 六八号）抄	附 則（昭和三七年五月一六日法律第一 四〇号）抄	附 則（昭和四一年六月二八日法律第八 九号）抄
3	従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。	3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。	3 この法律による改正後の規定は、この附則に規定する行政手続、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続がその他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。
4	この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並びに司法書士法第三条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。	4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並びに司法書士法第三条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。	4 この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
5	附 則（昭和三〇年八月一〇日法律第一 五五号）抄	附 則（昭和三七年十月一日法律第一 三一号）抄	附 則（昭和五三年六月二三日法律第八 一号）抄
6	この法律は、公布の日から施行する。	この法律は、公布の日から施行する。	6 この法律は、総務省設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。
7	附 則（昭和三六年六月一五日法律第一 八号）抄	附 則（昭和三七年五月一六日法律第一 三七号）抄	7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわざ、なお從前の例による。
8	（施行期日）	（施行期日）	8 この法律の施行の際現に係属している訴訟に對する当事者の訴訟で、この法律による改正前の規定により訴訟期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。
9	1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して二年を超える。この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟によつて改められ、この法律の施行の際現に係属している訴訟に對する当事者の訴訟で、この法律による改正前の規定により訴訟期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。	9 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわざ、なお從前の例による。
10	15 この法律の適用については、旧法の規定による懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。	15 この法律の適用については、旧法の規定による懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。	10 この法律の施行の際現に係属している訴訟に對する当事者の訴訟で、この法律による改正前の規定により訴訟期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。
11	附 則（昭和三六年六月一五日法律第一 三七号）抄	附 則（昭和三七年五月一六日法律第一 三七号）抄	11 この法律は、公布の日から起算して二年を超える。この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟によつて改められ、この法律の施行の際現に係属している訴訟に對する当事者の訴訟で、この法律による改正前の規定により訴訟期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。
12	（施行期日）	（施行期日）	12 この法律は、公布の日から起算して二年を超える。この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟によつて改められ、この法律の施行の際現に係属している訴訟に對する当事者の訴訟で、この法律による改正前の規定により訴訟期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。
13	附 則（昭和三七年五月一六日法律第一 三七号）抄	附 則（昭和三七年九月一五日法律第一 六一号）抄	13 この法律は、公布の日から起算して二年を超える。この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟によつて改められ、この法律の施行の際現に係属している訴訟に對する当事者の訴訟で、この法律による改正前の規定により訴訟期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。
14	（施行期日）	（施行期日）	14 この法律は、公布の日から起算して二年を超える。この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟によつて改められ、この法律の施行の際現に係属している訴訟に對する当事者の訴訟で、この法律による改正前の規定により訴訟期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。
15	（施行期日）	（施行期日）	15 この法律は、公布の日から起算して二年を超える。この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟によつて改められ、この法律の施行の際現に係属している訴訟に對する当事者の訴訟で、この法律による改正前の規定により訴訟期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。

	(施行期日)
<b>第一条</b>	この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置）
<b>第二条</b>	この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与との手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諸問題その他の求めがされた場合においては、当該諸問題その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。（聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
<b>第十四条</b>	この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
<b>附 則</b>	（平成八年六月二六日法律第一〇三号）抄 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b>	（平成一〇年三月三一日法律第一〇三号）抄 （施行期日） 1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄 （施行期日） 1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>第三十条</b>	第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
<b>第一条</b>	この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

	(施行期日)
<b>第一条</b>	この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄 （施行期日） 1 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一二年一月二二日法律第一六一号）抄 （施行期日） 1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一二年一月二七日法律第一六五号）抄 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一二年一月二九日法律第一六八号）抄 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一三年六月八日法律第四〇号）抄 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>第一条</b>	この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（別に定める経過措置）

	(施行期日)
<b>第一条</b>	この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一二年一月二九日法律第一六八号）抄 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>附 則</b>	（平成一五年七月二十五日法律第一七八号）抄 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>第一条</b>	この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法第三十六条の四第一項の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同正規定、同条を同法第三十六条の八とする改正規定、同法第三十六条の三を同法第三十六条の七とする改正規定、同法第三十六条の二の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条を同法第三十六条の六とし、同条の前に見出しほとしを付する改正規定及び同法第三十六条の次に四条を加える改正規定並びに第三条（防衛庁の職員の給与等に関する法律第三条第一項、第二条第一項、第二十四条の四及び第二十四条

	(施行期日)
<b>第一条</b>	この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>第六条</b>	施行日前に第七条の規定による改正前の弁護士法（以下「旧弁護士法」という。）第三十条第三項の許可を受けて當利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用者ととなり、又は當利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となつてゐる弁護士は、施行日において引き続きその業務を営み、又はその地位にあらうとするときは、施行日前に、第七条の規定による改正後の弁護士法（以下「新弁護士法」という。）第三十条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所属弁護士会に届け出なければならない。施行日前に届出に係る業務を廃止し、又は届出に係る地位を失つたときは、同様とする。
<b>附 則</b>	（平成一三年六月八日法律第四一号）抄 （施行期日） 1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
<b>附 則</b>	（平成一四年五月二九日法律第四二号）抄 （施行期日） 1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。（別に定める経過措置）
<b>第一条</b>	この法律は、新弁護士法第六十四条の六第二項及び第三項の規定は、施行日前に弁護士会又は日本弁護士連合会がした懲戒の処分については、適用しない。

4 施行日前に弁護士会が弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒した場合において、その弁護士又は弁護士法人に對する懲戒の請求をした者が施行日以後にこれについての異議の申出をするときは、その異議の申出は、その懲戒の請求をした者が当該弁護士会からその弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒したことの通知を受けた日（通知を受けた日が施行日前である場合は、施行日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。新弁護士法第六十四条第三項の規定は、前項の異議の申出に準用する。）

5 （日本弁護士連合会の綱紀委員会等の委員の任期に関する特例）  
第十条 施行日以後最初に委嘱される日本弁護士連合会の綱紀委員会の委員の任期は、新弁護士法第七十条の三第三項の規定にかかわらず、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、当該委員の総数の半数（当該委員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）については、一年とする。

（綱紀委員会の委員等の委嘱手続に関する特例）

第十二条 新弁護士法第七十条の三第一項及び第二項の規定にかかると、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、そのうち五人については、一年とする。

（施行日以後最初に委嘱される綱紀審査会の委員の任期は、新弁護士法第七十一条の三第二項の規定にかかると、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、当該委員の総数の半数（当該委員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）については、一年とする。）

（施行日以後最初に委嘱される綱紀審査会の委員の任期は、新弁護士法第七十一条の三第二項の規定にかかると、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、当該委員の総数の半数（当該委員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）については、一年とする。）

（裁判所法等に係る資格要件に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前における裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律）

（昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十二条、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条並びに弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の規定の適用については、当該弁護士会からその弁護士若しくは弁護士法人を懲戒したことの通知を受けた日（通知を受けた日が施行日前である場合は、施行日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。新弁護士法第六十四条第三項の規定は、前項の異議の申出に準用する。）

## 附 則

（平成一六年三月三一日法律第九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

## 附 則

（平成一六年六月一八日法律第一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年六月一八日から施行する。

## 附 則

（平成一七年七月一五日法律第八号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

## 附 則

（平成一七年七月二六日法律第七六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月二六日から施行する。

## 附 則

（平成一七年七月二六日法律第七七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月二六日から施行する。

## 附 則

（平成一八年六月二日法律第五〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年六月二日から施行する。

第一号に規定する職に在った期間、司法修習生となる資格を得た後に同条第二号に規定する職務に従事した期間又は検察庁法第十八条第三項に規定する考試を経た後に新法第五条第三号に規定する職に在った期間（同条第四号において通算する職に在った期間における期間を含む。以下この項において「在職等期間」という。）に通算することができる。この場合において、当該経過在職期間は、その通算に係る在職等期間とみなして新法の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされた場合におけるこの法律の施行後のした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

（平成一六年六月一八日法律第一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則

（平成一七年七月一五日法律第八号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則

（平成一七年七月二六日法律第七六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月二六日から施行する。

附 則

（平成一八年六月二日法律第五〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年六月二日から施行する。

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）</p> <p><b>第五条</b> 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）</p>
<p><b>第六条</b> この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為を経た後でなければ提起できないとされる場合は、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。</p> <p><b>第七条</b> この法律の施行前にこれと提訴された他の行為の取消し（前条の規定により改定後の法律の規定による改定後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改定後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することとされるものについては、なお従前の例による。</p> <p><b>第八条</b> この法律の施行前にした行為並びに附則の例による。（罰則に関する経過措置）</p> <p><b>第九条</b> この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p><b>第十条</b> 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。（附則（平成二七年九月一一日法律第六号）抄）</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成二十八年五月三〇日法律第三百三十号に定める日から施行する。（附則（平成三十一年五月三〇日法律第三百三十号）抄）</p>
---

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（第一号抄）</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（第一号抄）</p>
---

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（附則（令和元年六月一四日法律第三十七条）抄）</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（附則（令和元年六月一四日法律第三十七条）抄）</p>
---

<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。（附則（平成二十七年四月一日法律第六号）抄）</p>
--

の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十七条の第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八、十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第一項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（「規定中」を一規定（同法第一百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百二十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十五条の三第一項第五号を除く。）中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と「の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十六条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、「の下に「これらの規定中」を除く。）中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百十一条第一項中「議決権行使書面」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条社会」とあるのは「相互会社」と「に、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面」に」とあるのは「議決権行使書面をいう。以下同じ」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十一条第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及

び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一條」に改定）並びに「支店所在地における登記」を削り、「登記」とびに「登記」を「登記」に改定（「第三百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九条から第四十八条まで「に」に改める部分及び「四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二「商業登記法」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」と、同法第一百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十一条及び第一百八十三条第二項の改正規定（「第一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第二百六十六条の改正規定（「第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第一号」及び「第一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「一号を加える改正後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第二項第七号の次に「一号を加える改正規定」を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第三項の改正規定、同法第二百八十三条第一項の改正規定（「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「）、第二十一

条から第二十一条まで〔に改める部分、〔同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十二条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と〕を削る部分及び「準用する会社法第五百七十三条第一項において準用する商業登記法〔と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律〔平成十年法律第一百五号〕第百八十九条第一項において準用する商業登記法第一百四十五条」と〕の下に、「同法第一百四十六条の二中六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定〔〔第三項を除く。〕〕を削る部分に限る。〕、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と〕を削る部分に限る。〕、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と〕を削る部分に限る。〕、同法第九百三十七条を除く。〕を削る部分に限る。〕、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と〕を削る部分に限る。〕、同法第九十条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と〕を削る部分に限る。〕、第六十九条中消費生活協同組合法第八十九条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定〔前号に掲げる改正規定を除く。〕、第六十九条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定〔同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十五条の三第一項」に改める部分を除く。〕、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定〔〔第十七条（第三項ヲ除ク）〕を「第十七条」と〕に改める部分に限る。〕、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条の改正規定、同法第四十条第七項の改正規

同法第四十七条の五の次に「一条を加える改正規定及び同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に「一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に二条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に「一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章並びに同法第一百三条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで、第十九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る)、第九十六条の規定(同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定(同法第二十九条の改正規定(前号に掲げる部分に限る)並びに同法第五十八条、第七十七条第一項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く)、第一百四十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定(第八項)の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く)、第一百条の規定(同条中第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項第十三号の改正規定を除く)、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め「、第四十八条第二項中「会社法第九百三十

## 第一条 この

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条から附則第五条まで及び附則第二十六条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

**附 則（令和四年三月三一日法律第四百四十九号）抄**

（施行期日）

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日  
イ 及びロ 略

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（第三十九条を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第

場合及びこの

場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

**第九十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄 (施行期日)**

この法律は、公布の日から起算して五年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 定 公布の日

規定期定、同法第二十五条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(の賛本)の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十四条の改正規定、同法第一百八十五条の改正規定、同法第一百八十六条の改正規定、同法第一百八十七条の改正規定、同法第一百八十八条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定、同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第十六条の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

Digitized by srujanika@gmail.com

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百八十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日